

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を
行った者の医療及び観察等に関する法律」における

社会復帰調整官の業務

法務省

札幌保護観察所

社会復帰調整官室

医療観察法における処遇の流れ

① 裁判所による審判(生活環境調査)

☑生活環境調査

鑑定医

保護観察所

鑑定

入院決定

検察官

申立て

地方裁判所(審判)

合議体

裁判官

精神保健審判員
(精神科医)

精神保健参与員

通院決定

不処遇決定

② 指定入院医療機関による入院医療(生活環境調整)

☑生活環境調整

保護観察所

指定入院医療機関

退院許可等申立て

入院継続確認決定

地方裁判所(審判)

退院許可決定

(再)入院決定

③ 指定通院医療機関による通院医療・地域社会における処遇(精神保健観察)

☑精神保健観察

原則3年

都道府県・市町村
(精神保健センター・保健所等)

通院期間の満了

関係機関相互間の連携確保

保護観察所

処遇終了等申立て

通院期間延長決定

障害者福祉サービス事業者等

地方裁判所(審判)

処遇終了決定

処遇実施計画書に基づく処遇

医療観察法による処遇終了(一般の精神医療・精神保健福祉の継続)

社会復帰調整官 4つの職務

裁判所 → 入院 → 地域処遇

適切な処遇を決定するため

生活環境

調査①

退院後の生活のため

生活環境

調整②

地域生活の継続のため

精神保健

観察③

地域関係機関相互間の 連携④

生活環境調査と精神鑑定

社会復帰調整官による生活環境の調査

- ・ 対象行為の受け止め方
- ・ 住環境や経済状況
- ・ 家族関係
- ・ 地域サービスの利用状況等



精神科医（鑑定医）による医療観察法の精神鑑定

- ・ 精神障害の有無、類型
- ・ 過去の病歴
- ・ 対象行為時の精神障害
- ・ 治療の可能性
- ・ 医療観察法による入院の必要性等



生活環境調査結果報告書

医療観察法精神鑑定書

合議体

精神保健審判員
(精神科医)

裁判官

精神保健参与員
(精神保健福祉士等)

入院決定

通院決定

不処遇決定

生活環境調整・入院処遇

- 適切な医療が行われるように連携を図ると共に
退院後の医療の調整
- 退院後の生活設計にかかわる調整
- 各種精神保健福祉サービスに係る調整

治療プログラム
家族調整
MDT会議
CPA会議
外出泊訓練

【開始】

【終了】

当初審判

入院処遇

【約6か月ごとに1回、裁判所で入院継続の確認の審判が行われる。】

急性期
(3か月)

回復期
(9か月)

社会復帰期
(6か月)



症状の改善

病識の獲得

社会参加

退院許可決定
裁判所による

医療観察制度内
通院処遇

処遇終了

生活環境調整

～退院のための準備・保護観察所の役割～

入院した医療観察法の対象者はどんな状況？

退院したら、どこに住む？

☆近所の人にけがをさせた・・・

☆家族を殺害してしまった・・・

☆自宅を放火してしまった・・・

生活環境調整のイメージ



退院の申立て～退院決定

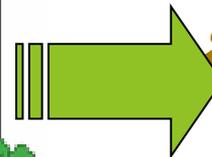
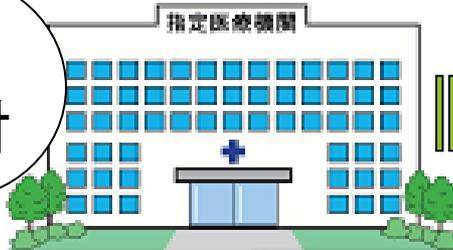


外出泊等による退院準備



病院が退院許可の申立てを行います。

病棟運営会議で退院許可申立ての検討



保護観察所長意見書



退院を許可します。
今後は、指定通院医療機関に通院して下さい。

精神保健観察・地域処遇

当初審判

医療

指定通院医療機関

援助

都道府県・市町村・福祉サービス事業者等

観察

保護観察所

前期

中期

後期

(6か月)

(1 8か月)

(1 2か月)

通院処遇

(原則3年、最長5年)

処遇終了

入院処遇

退院審判

一般精神科医療・援助

処遇実施計画書

関係機関との協議に基づき、保護観察所が作成する。

(内容)

- 通院医療
- 精神保健観察
- 援助
- ケア会議等
- 緊急時の対応
- その他処遇に当たっての留意事項など

対象者に懇切・丁寧に説明し、同意を得るよう努める。

精神保健観察の実施

精神保健観察(106条)

- ・対象者との適切な接触の保持、関係機関からの報告の求め
→必要な医療を受けているか否か、その生活状況の見守り
- ・継続的な医療を受けさせるために必要な指導、その他の措置

対象者の守るべき事項(107条)

- ①一定の住居に居住すること
- ②転居及び2週間以上の旅行はあらかじめ届出をすること
- ③保護観察所長から面接又は出頭を求められたときは応じること

関係機関相互間の連携の確保(108条)

精神保健観察・【ケア会議】



ケア会議で決定した内容
を実行できるよう具体的
に確認

ケア会議は、関係機関の担当者だけでなく対象者や家族も出席。
情報を共有し、目標や希望も参考にした処遇方針を決定。

各機関の役割を明確にし、処遇方針の統一化を図る。

→ 『**処遇実施計画書の作成**』

精神保健観察中の病状悪化等への対応

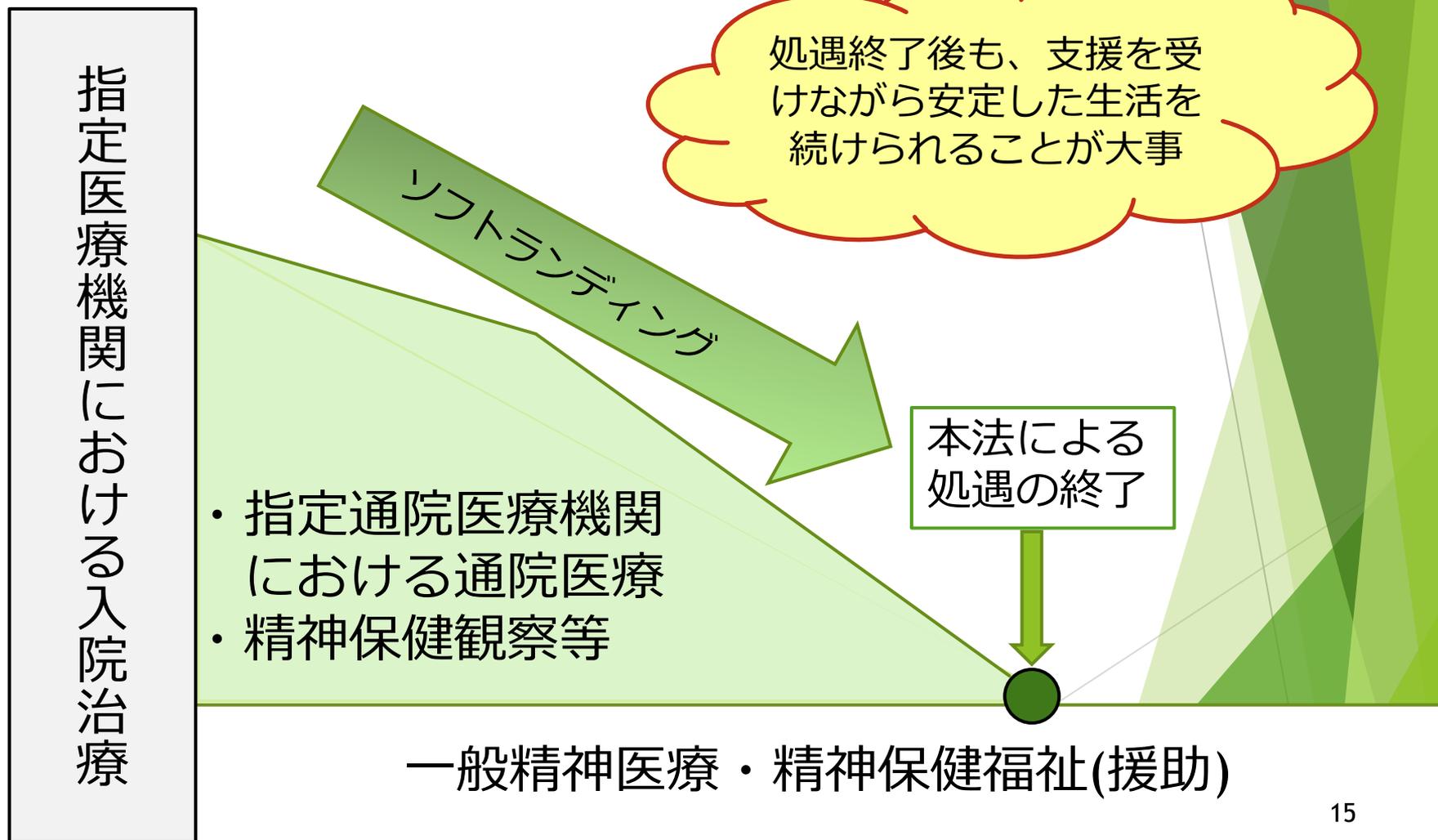
- ☆ 自傷他害行為又はその兆候
 - ☆ 医療中断（診察拒否）
 - ☆ 所在不明
 - ☆ 薬物使用・飲酒
 - ☆ 幻覚妄想等精神症状の出現 など
- 関係機関と連携し対応する。
- ・ 受診の促し、精神保健福祉法の入院、(再)入院の申立て
緊急ケア会議の開催など・・・

関係機関による地域連携態勢(体制)



医療観察法と精神保健福祉法の関係

～処遇終了に向けて～



連携確保

個別ケースでの連携のほかに

- 医療観察制度運営連絡協議会
- 指定入・通院医療機関、精神保健福祉センター・保健所を含む自治体及び障害福祉サービス事業者等との意見交換会・研修会での制度説明

等々を行っています。

ご清聴ありがとうございました。

